

在宅ワークと家内労働の比較

家内労働	在宅ワーク
<p>【家内労働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メーカーや問屋等から部品や原材料の提供を受け、個人で、又は同居の家族と物品の製造、加工等を行うこと 	<p>【在宅ワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供（例えば、テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等）を行う在宅形態での就労をいう（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く）
<p>【家内労働法】 昭和45年法律第60号</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ●家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資すること <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ●家内労働手帳の交付、工賃の支払いの確保、最低工賃の決定・効力、安全衛生措置など、委託者と家内労働者が最低限遵守すべき事項等を規定 	<p>【在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン】 平成12年6月14日付女発180号 （改正）平成22年発3月30日号雇児発第0330第14号</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、在宅ワークを良好な就業形態とすること <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅ワークの発注者と在宅ワーカーが適正に契約を締結できるよう、最低限守るべき事項等を記載

家内労働	在宅ワーク
<p>【家内労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう 	<p>【在宅ワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅ワークを行う者をいう
<p>【委託者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であって、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう 	<p>【委託者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅ワークの仕事を在宅ワーカーに注文する者をいう
<p>【主な業務】</p> <p>衣服製造・織布等、貴金属製造・がん具花火製造等、コネクタ 差し・チューブ通し・ワイヤーハーネス組立等、紙箱の組立・封 筒糊付け・紙袋の張りや紐付け等、ゴム製品のバリ取りなど</p>	<p>【主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設計・製図、添削・採点、文書入力、ライター、システム設計・開発、プログラミングなど